

低入札価格調査実施要領

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 11 月 1 日改正

平成 29 年 11 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 入札において、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図るものである。

(調査対象工事)

第 2 予定価格(税込み)が 1,000 万円以上の入札案件の工事を対象とする。

(低入札価格調査の基準の取扱いに関する事務手続)

第 3 工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

(1) 予定価格(税抜き)の算出基礎となった次に掲げる額(1円未満切捨て)の合計額(発生材(有価物)の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。また、合計額の 1,000 円未満の額は切り捨てるものとする。)。ただし、その額が、予定価格(税抜き)に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては 100 分の 92 を乗じて得た額とし、予定価格(税抜き)に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 100 分の 75 を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、100 分の 75 から 100 分の 92 までの範囲内で定める割合を予定価格(税抜き)に乗じて得た額とする。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第 4 事務の適正な執行を確保するため予定価格を記載した書面に、低入札価格調査の基準に基づく具体的な金額を記載するものとする。

(入札者への周知)

第 5 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札執行前に次の事項を明示し、問題が発生しないように配慮する。

(1) 低入札価格調査の基準があること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の方法)

第6 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第7 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容について、入札者から事情聴取等を行うものとし、当該工事を主管する課長は、この調査について契約を主管する課長に協力するものとする。

- (1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材及び手持ち機械数の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関連
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事名及び発注先
- (9) 経営状況および信用状態等について（直近の決算の財務諸表等）
- (10) その他必要事項

(調査後の落札者の決定)

第8 低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。また、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第7以降と同様の手続きによるものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第9 調査基準価格未満の入札において、その履行の可否を審査するために、低入札価格調査委員会を設置する。委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって組織する。また、委員長は、必要と認められた場合は、臨時委員を招集することができる。

委員長 総務部長

委員 都市建設部長、契約を主管する課長、工事を主管する課長

(その他)

第10 この要領に関し、必要な事項は総務部長が別に定める。